

住居確保給付金のしおり

離職又は休業等による収入減を理由に
住居を喪失又はそのおそれのある方へ
～住居確保給付金のご案内～

住居確保給付金とは

離職者又は休業等による収入減少者であって就労能力および就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住居費を支給するとともに、自立相談支援機関による就労支援等を実施し、住居および就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

単身世帯 32,000円 2人世帯 38,000円 3～5人世帯 42,000円
6人世帯 45,000円 7人以上世帯 50,000円

支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長および再延長が可能）

支給方法：大家等へ代理納付

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 次のいずれかの理由により経済的に困窮し、住居喪失又はそのおそれがある。
(イ) 離職又は自営の廃業
(ロ) 申請者個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会の減少
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内である。（上記①(イ)に該当する場合のみ）
- ③ 離職等の前に、主たる生計維持者であった。（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後、離婚等によって、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）
- ④ 申請日の属する月の、申請者および申請者と同一の世帯に属する者の公的給付を含む収入の合計額が次の金額以下（別表1参照）である。
_____ 人世帯：基準額 _____ 万円 + 家賃 _____ 万円
= 収入基準額 _____ 万円以下
- ⑤ 申請日において、申請者および申請者と同一世帯に属する者の金融資産（預貯金および手持ち現金）の合計額が次の金額以下（別表2参照）である。
_____ 人世帯 _____ 万円以下
- ⑥ ハローワークに求職申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。
- ⑦ 国の雇用施策による給付等（職業訓練受講給付金等）を、申請者および申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者および申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金の支給額

月収が基準額以下の方

住居確保給付金支給額は家賃額※が支給されます。

月収が基準額を越える方

月収が基準額を超え、収入基準額以下の方は以下の数式により算定された額となります。

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{家賃額}^* - (\text{月の世帯の収入合計額} - \text{基準額})$$

※ 家賃額の上限は以下の通りです。

単身世帯	32,000円	2人世帯	38,000円
3～5人世帯	42,000円	6人世帯	45,000円
7人以上世帯	50,000円		

住宅の初期費用および生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費および一時的な資金を貸付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）
最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内
原則3か月

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住居を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）

※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 住居確保給付金申請時確認書
- ③ 本人確認書類（次のいずれかの写し）
 - 運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等
- ④ 離職等の状況が確認できる次のいずれか書類
 - (イ) 離職者の方
 - ・ 離職から2年以内の者であることが確認できる書類の写し
（離職票、雇用保険受給資格者証等、離職者であることが確認できる書類）
 - (ロ) 自営を廃業した方
 - ・ 廃業届等の写し
 - (ハ) 個人の責に帰すべき理由・都合によらないで就業機会が減少した方
 - ・ 収入を得る機会が減少したことが確認できる書類の写し
（雇用主からの休業を命じる文書、アルバイト等のシフトが減少したことがわかる文書、請負契約等がキャンセルになったことがわかる文書等）
- ⑤ 申請者および申請者と同一世帯に属する者のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
 - 給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている方は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている方は「年金証書」または「年金振込通知書」、その他各種福祉手帳など
- ⑥ 申請者および申請者と同一世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し
- ⑦ 印鑑

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を福祉総務課生活支援担当窓口へ提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」と「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配布されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産媒介業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ ハローワークでの求職申込みと他施策利用状況の確認

- 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行うとともに、申請書の写しを提示し「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」への記載・交付を受けてください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産媒介業者等から発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、福祉総務課生活支援担当窓口へ提出してください。
- ハローワークから発行を受けた「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」とハローワーク受付票の写しを福祉総務課生活支援担当窓口へ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、支給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金求職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 入居している住宅の不動産媒介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。
- 住居確保給付金は秋田市から不動産媒介業者等へ直接振り込まれます。
- 支給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産媒介業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、秋田市社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を福祉総務課生活支援担当窓口に出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」と「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配布されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、秋田市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産媒介業者等に申請書の写しを提示して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は秋田市内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合は、その旨を不動産媒介業者等に伝えて下さい。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産媒介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載および交付を受けます。

◆ ハローワークでの求職申込み

- 公共職業安定所（ハローワーク）にて求職申込みを行うとともに、申請書の写しを提示し「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」への記載・交付を受けてください。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産媒介業者等から発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、福祉総務課生活支援担当窓口に出してください。
- ハローワークから発行を受けた「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」とハローワーク受付票の写しを、福祉総務課生活支援担当窓口へ提出してください。

◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住居を確保している不動産媒介業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住居確保報告書」の用紙が配布されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、秋田市社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写しおよび「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入れ申込みが可能です。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて秋田市社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産媒介業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付け金が不動産媒介業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産媒介業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを秋田市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産媒介業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産媒介業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産媒介業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書」の写し、および新住所における「住民票」の写しを添付して、「住居確保報告書」を自立相談支援機関に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金求職活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 住宅を確保している不動産媒介業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。
- 住居確保給付金は秋田市から不動産媒介業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている者に対しては、償還について秋田市社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを秋田市社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の義務

受給期間中は、公共職業安定所の利用、福祉総務課生活支援担当の支援員等の助言、その他様々な方法により、求職活動を行ってください。

- ◆ 毎月4回以上、福祉総務課生活支援担当の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。その際、求職活動の状況を「住居確保給付金求職活動状況報告書」に記入し、求人票や求人情報誌等の当該部分を添付して報告してください。
- ◆ 福祉総務課生活支援担当よりプランが策定された場合は、プランに記載された就労支援（職業訓練等）を受けてください。

離職又は自営を廃業された方は前述に加え、次の活動を行ってください。

- ◆ 少なくとも毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、公共職業安定所の職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、安定所確認印を受けます。この「職業相談確認票」は支援員等との面談の際に持参し、相談状況を報告してください。
- ◆ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワークにおける活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用して下さい。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を福祉総務課生活支援担当窓口へ提出してください。
- ◆ 提出した月の翌月以降、収入額を確認することができる書類を、福祉総務課生活支援担当窓口へ毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月間を、2回まで、延長することが可能です。
（要件）・受給中に誠実かつ熱心に求職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること
住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、支給決定された受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、福祉総務課生活支援担当窓口へお越し下さい。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
 - 借主の責によらず転居せざるを得ない場合、又は福祉総務課生活支援担当等の指導により秋田市内での転居が適当である場合
- ◆ 福祉総務課生活支援担当窓口申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わったこと、収入が下がったこと、借主の責によらない転居であること、福祉総務課生活支援担当等の指導による転居であることを証明出来る書類をお持ちのうえ、福祉総務課生活支援担当窓口へお越し下さい。

住居確保給付金を中止する場合があります

- ◆ 受給者の義務（毎月4回以上の福祉総務課生活支援担当の支援員等による面接等、毎月2回以上の公共職業安定所での就職相談、および原則週1回以上の求人先への応募・面接を行う等）を果たさず、求職活動を怠る場合は、支給を中止します。
- ◆ 福祉総務課生活支援担当が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職又は収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合は、原則としてその収入が得られた月の支給から中止します。また、その報告を怠った場合には支給を中止することがあります。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、福祉総務課生活支援担当の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者が禁固刑以上の刑に処された場合、又は受給者および受給者と同一の世帯に属する者が暴力団と判明した場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者が生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし、住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合に限り、再支給を受けることができます。
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について秋田市が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

<別表1 収入要件基準額>

世帯人数	基準額	家賃額(上限)	収入基準額 ※上限額
1人	81,000円	32,000円	113,000円
2人	123,000円	38,000円	161,000円
3人	157,000円	42,000円	199,000円
4人	194,000円		236,000円
5人	232,000円		274,000円
6人	269,000円	45,000円	314,000円
7人	306,000円	50,000円	356,000円

<別表2 金融資産要件>

世帯人数	金融資産
1人	486,000円
2人	738,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

お問い合わせ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1
秋田市福祉事務所福祉総務課生活支援担当
TEL 018-888-5659
FAX 018-888-5658